

国立大学法人東京外国語大学非常勤 講師就業規則

〔平成16年 4月 1日〕
規 則 第 70 号

改正 平成20年 3月 3日規則第17号 平成21年 3月31日規則第33号
平成24年 3月27日規則第44号 平成25年 3月26日規則第22号
平成27年 3月27日規則第85号 平成31年 3月25日規則第72号
令和 3年 3月26日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年4月1日規則第52号）第4条に基づき、教育研究上の必要に応じて、国立大学法人東京外国語大学が委嘱する非常勤講師及び非常勤医師（以下「非常勤講師等」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則で非常勤講師とは、言語文化学部、国際社会学部、国際社会学部、国際日本学部、大学院総合国際学研究科、留学生日本語教育センター及びアジア・アフリカ言語文化研究所が教育研究上の必要な非常勤の教員をいう。また、非常勤医師とは、保健管理センターで学生及び教職員の保健指導に従事させる医師免許を有する非常勤の医師をいう。

(選考基準)

第3条 非常勤講師等の選考基準は、言語文化学部、国際社会学部、国際日本学部、大学院総合国際学研究科及びアジア・アフリカ言語文化研究所の各教授会、世界教養プログラム運営室会議、留学生日本語教育センター予備教育等教育会議又は保健管理センター運営委員会（以下「教授会等」という。）において個別に定める。

(年齢制限等)

第4条 非常勤講師等となる者は、その年度の末日における年齢が65歳を超えてはならない。ただし、特別な事情があるときに、学長は各部局の教授会等の議を経て、例外的措置を認めることができる。

(従事制限)

第5条 非常勤講師等は、1週あたり12時間及び年間360時間を超えて従事することはできない。この場合に1限当たり90分の授業については、2時間として換算する。

(給与の支給)

第6条 非常勤講師へ支払う報酬は委嘱する者の経験年数を考慮して、毎年年度末までに翌年度における1時間当たり支給額を学長が定める。1限当たりの従事時間数の換算は前条後段と同様とする。

2 支給に当たっては、委嘱期間における従事時間数に1時間当たりの支給額を乗じた額を、委嘱期間が5月を越え6月までの場合は、5月間で、また委嘱期間が11月を越え1年までの場合は10月間で分割して支給する。

3 集中講義等で前項によりがたい場合は、従事した時間数に1時間当たりの支給額を乗

じて支給することができる。

- 4 第2項による支給に当たっては、勤務期間の最終月の前月までの従事実績等を考慮して最終月において支給額の調整を行うことができる。

(出講手当)

第7条 出講手当は、居所から本学までの徒歩による距離が片道2km以上で交通機関及び自動車等の交通用具(以下「交通機関等」という。)を利用して出講する非常勤講師等に前条の報酬と併せて支給する。

- 2 出講手当は、利用する交通機関等の距離及び一の学期における出講回数に応じて、週1日あたりの出講につき、次の表に定める額を支給する。

交通機関等の 距離	出講回数に応じた支給額			
	1～3回	4～6回	7～9回	10回以上
10km未満	2,500円	5,000円	7,500円	10,000円
10km以上 30km未満	5,700円	11,400円	17,100円	22,800円
30km以上 60km未満	10,300円	20,600円	30,900円	41,200円
60km以上 100km未満	13,700円	27,400円	41,100円	54,800円

- 3 交通機関等の距離が100km以上の場合又は集中講義等で前項によりがたい場合は、国立大学法人東京外国語大学旅費規程(平成16年規則第128号)の定める額を調整して出講手当として交通費、日当及び宿泊費を支給することができる。この場合において、日当及び宿泊費を支給するときの額は、次の表に定める額とする。

項目	支給額
日当	1,000円
宿泊費	10,000円

(遠隔地からの授業)

第7条の2 非常勤講師等は、学長が特に認めた場合は、本学に出講せずに遠隔地からオンラインで授業又は保健指導(以下、「オンライン授業等」)を実施することができるものとする。

- 2 本学に出講せずに遠隔地からオンライン授業等を実施する場合は、一の学期における授業実施回数に応じて、週1日あたりの授業実施につき、次の表に定める額を支給する。ただし、授業実施日1日において複数の授業科目を担当している場合、1日の全ての授業実施をもって1回分とみなす。

授業実施回数	支給額
1～3回	2,500円

4～6回	5,000円
7～9回	7,500円
10回以上	10,000円

3 オンライン授業等を実施する非常勤講師等が、授業実施のため本学に出講した場合は、一の学期間における出講回数に応じて、前条第2項の規定による支給額と前項の規定による支給額との差額を支給する。差額の支給は当該学期における委嘱期間の最終月に行う。

4 オンライン授業等の実施に伴い発生する通信機器及び通信環境の整備費用、光熱水費、通信・印刷費、その他費用等は原則として非常勤講師等の負担とする。

(支給日)

第8条 第6条の給与及び前条の出講手当は、月の17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が月曜日の休日に当たるときは18日に支給する。

2 第6条第2項により支給する場合は、原則として5月から9月及び11月から3月の10月間を支給期間とし、前項により支給する。

3 第6条第3項により支給する場合は、従事した翌月に第1項により支給する。

4 この条の各項によりがたい場合は、別に定めることができる。

(委嘱期間)

第9条 委嘱期間は、その年度内とする。また、必要に応じて更新することができる。

(委嘱の解除)

第10条 学長は委嘱している非常勤講師等に下記の事由が生じた場合に、教授会等の議を経て、委嘱を解除することができる。

(1) 勤務成績が著しくよくない場合

(2) 心身の故障その他の理由で、業務を行うことが困難となった場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

(4) 本学の信用を失墜させる行為又は教育上不適当な行為があった場合

(5) 担当する授業科目に履修登録がない場合

(6) 経営上又は業務上やむを得ない組織の再編、統合又は縮小等により減員が必要となった場合

(7) やむを得ない理由により、本人から解除の申出があった場合

(8) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

2 前項第1号から第4号、第6号及び第8号により委嘱を解除する場合は、30日前の予告若しくは報酬の1月相当分を支払うものとする。

(年次有給休暇)

第11条 労働基準法第39条の規定に基づき年次有給休暇を付与する。

(社会保険)

第12条 非常勤講師等は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による保険給付等を受給することができる。

(雑則)

第13条 この規則の実施に関して、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 外国語学部が存続する間は、当該学部にかかる非常勤講師については、従前のおりとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。